

## ■議案第66号 高知市及び四万十町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約の締結について

### 【要旨】

本議案は、高知市との間に「れんけいこうち広域都市圏」を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に基づき連携協約を締結することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

れんけいこうち広域都市圏は、新たな広域連携の仕組みとして、県下すべての市町村が、高知市との間で連携協約を交わし、目的や役割分担を明確にしたうえで、相互に連携を図るもので、高知県とも連携し、県全体の発展を目指すこととしています。

この協約に基づき、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の各分野における個別事業への取り組みを予定しており、平成30年度から順次取り組む予定です。

本町としては、それぞれの有する強み（高知市は、専門性の高いノウハウ、病院や観光施設などの拠点施設。四万十町は、豊かな地域資源など。）を活かし、行政事務に係る研修会の開催、新商品の展示会や日曜市などに出展する機会の創出、移住の促進、広域観光、広域的な救急体制の構築など、各分野において連携した取り組みを進めことにより高い効果が期待できるものと考えています。

この取り組みにかかる四万十町が要する費用については、高知県から毎年度1,500万円を上限に交付金が給付される予定です。

### 【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第252条の2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たっての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

2 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4～6 略